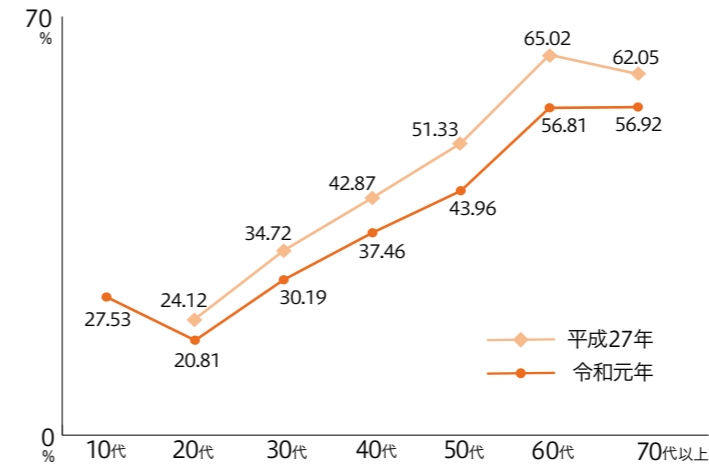


確認してください あなたの投票所

投票区	投票所	所在地	区	域
1	志津南まちづくりセンター	若草五丁目10	岡本町の一部、馬場町の一部、若草一～八丁目、追分南八丁目の一部	
2	志津小学校(体育館)	青地町827	馬場町の一部、岡本町の一部、山寺町の一部、青地町の一部	
3	志津まちづくりセンター	青地町561	青地町の一部、山寺町の一部	
4	追分町会館	追分五丁目6-5	追分一～三・五～七丁目、追分四・八丁目の一部 追分南一・二・八丁目の一部、追分南三～七・九丁目	
5	渋川中町会館	渋川一丁目7-14	渋川一丁目の一部、渋川二丁目、大路一丁目の一部、若竹町の一部	
6	渋川まちづくりセンター	西渋川二丁目9-38	西渋川一・二丁目、野村一丁目の一部	
7	大路まちづくりセンター	大路二丁目9-11	大路一丁目の一部、大路二・三丁目、若竹町の一部、渋川一丁目の一部	
8	市立まちづくりセンター	西大路町9-6	西大路町、野村一～三丁目の一部	
9	砂原会館	東草津一丁目4-20	東草津一・三丁目、東草津二丁目の一部	
10	草津まちづくりセンター	草津一丁目4-33	草津一丁目、草津二丁目の一部、東草津二丁目の一部	
11	西一会館	草津町1446-1	西草津一丁目、西草津二丁目の一部、草津町の一部、木川町の一部	
12	込田会館	草津三丁目13-81	草津二丁目の一部、草津三・四丁目、東草津二丁目の一部 東草津四丁目、草津町の一部、西草津二丁目の一部	
13	矢倉町会館	矢倉二丁目1-7	矢倉一・二丁目、東矢倉一～三丁目の一部、追分四丁目の一部 西矢倉一～三丁目	
14	矢倉まちづくりセンター	東矢倉二丁目13-6	東矢倉一～三丁目の一部、東矢倉四丁目、追分四・八丁目の一部 追分南一・二丁目の一部	
15	野路コミュニティセンター	野路七丁目1-18	野路四～九丁目、野路東三丁目の一部、野路東四～七丁目、野路町の一部	
16	桜ヶ丘会館	桜ヶ丘四丁目3-4	野路町の一部、野路東一・二丁目、野路東三丁目の一部 桜ヶ丘一～五丁目	
17	老上小学校(体育館)	野路町517	野路町の一部、南草津一～五丁目、橋岡町の一部、矢橋町の一部	
18	南笠東小学校(正面玄関内)	南笠東四丁目4-1	南笠東一丁目、南笠東三・四丁目、笠山一～八丁目	
19	南笠公民館	南笠町1217	南笠町の一部、南笠東二丁目	
20	橋岡会館	橋岡町71	橋岡町の一部、矢橋町の一部	
21	矢橋総合会館	矢橋町1199-1	矢橋町の一部	
22	新浜会館	新浜町68-1	新浜町、矢橋町の一部、南笠町の一部	
23	新田会館	木川町898-3	木川町の一部、草津町の一部	
24	出屋敷会館	木川町833-1	木川町の一部	
25	野路小林町自治会館	野路二丁目13-2	野路一～三丁目	
26	木川町農業会館	木川町517	木川町の一部	
27	山田まちづくりセンター	南山田町678	山田町、北山田町の一部、南山田町の一部	
28	北山田会館	北山田町787	北山田町の一部	
29	南山田会館	南山田町776	南山田町の一部、御倉町	
30	野村会館	野村五丁目26-20	野村二・三・五丁目の一部、野村四・六～八丁目 川原一・二丁目の一部	
31	笠縫幼稚園	上笠一丁目6-1	上笠一～四丁目、上笠町、野村五丁目の一部、下笠町の一部	
32	笠縫東小学校(正面玄関内)	平井三丁目8-1	平井一～六丁目、平井町、川原一・二丁目の一部、川原三・四丁目 川原町	
33	駒井沢町公民館	駒井沢町317-1	駒井沢町、新堂町、集町	
34	下笠会館	下笠町3007-2	下笠町の一部、上笠五丁目	
35	常盤東総合センター	芦浦町319-1	上寺町、長束町、芦浦町	
36	下物会館	下物町113-1	下物町、下寺町	
37	常盤まちづくりセンター	志那中町111-1	志那中町、片岡町、穴村町	
38	吉田町会講所	志那町2620	志那町、北大萱町	

市議会議員選挙における年代別投票率の比較



※公職選挙法の改正に伴い、平成28年参院選から選挙権年齢が18歳以上になったことから、10代の投票率を記載しています

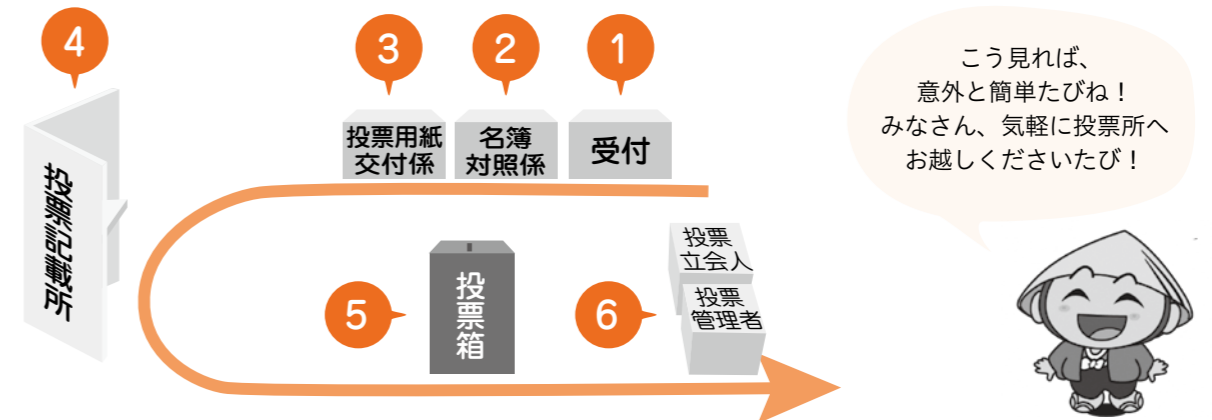
草津市における年齢別投票率

左のグラフは、昨年9月と平成27年9月に執行した市議会議員選挙の年代別投票率を比較したものです。「若年層」と言われる10歳代から30歳代の投票率は低く、40歳代から60歳代は高いという傾向である一方で、40歳代から60歳代のほうが下落率は大きく、結果として世代を問わず選挙への意識が薄れていることがうかがえます。

今回の市長選挙は、私たちの代表を選び、私たちの意見を市政に反映させるためのものであり、私たちの持つ一票は、私たちのまちの将来を決める大切な一票です。

皆さん、誘い合って投票に行きましょう！

投票の手順について



START! 入口から投票所に入る

POINT!

未成年の人と入場できます。ただし、選挙人以外の方が投票用紙に候補者名などを記入したり、投票箱に投函することはできません。

1 受付

投票所入場券を係員に渡します。投票所入場券がなくても投票できます。無い場合は、係員にその旨を伝えてください。

POINT!

事前に自分の入場券を切り離しておく、スムーズに投票することができます！

2 名簿対照係

係員が、選挙人名簿への登録の有無をパソコンで確認します。

3 投票用紙交付係

係員が投票用紙を渡します。受け取ったら投票記載所へ進んでください。

4 投票記載所

記載所の正面の候補者の氏名を参考に、投票用紙に候補者名を記入してください。

5 投票箱

投票用紙を、投票箱に投函します。

POINT!

投函口が2カ所ある場合がありますが、どちらに入れても大丈夫です！

6 出口に向かう

投票箱に投票用紙を投函すれば、投票手続は終了です。気を付けてお帰りください。

POINT!

「投票済証明書」が必要な場合は、気軽に係員にお声がけください！